

生活文化常任委員会資料
2024年(令和6年)6月20日
市民生活局市民生活室長寿医療課

議案第66号関連資料

兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について協議のこと

1 概要

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）等の一部改正法により、令和6年12月2日に健康保険証が廃止されることから、兵庫県後期高齢者医療広域連合においては、広域連合規約で使用している「被保険者証」等の用語を削除するなどの変更が必要となります。

当該規約の変更手続につきましては、地方自治法の規定に基づき、兵庫県下すべての市町の議会の議決を要する協議を経て、兵庫県知事の許可を得るものとなっています。

2 規約変更までのスケジュール

- ① 6月議会にて議決、議決書の写しを広域連合へ提出
- ② 規約変更の協議書を締結（7月）
- ③ 広域連合が県知事へ変更許可申請（8月）
- ④ 県知事許可 → 広域連合規約改正（12月2日施行）

(参考)

12月2日以降は新たに被保険者証が発行されないため、マイナンバーカードを取得されていない方や健康保険証利用登録をされていない方に対しては、本人の申請によらず「資格確認書」を交付します。この「資格確認書」を医療機関でご提示いただくと、1割から3割の本人負担で医療機関等を受診することができます。